

<p>条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>		<p>条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>	
略	略	略	略